

## 持続可能な富士山の在り方の議論に係るパブリックコミュニケーション業務仕様書（案）

### 1 委託業務

持続可能な富士山の在り方の議論に係るパブリックコミュニケーション業務

### 2 業務の目的

本事業は、世界文化遺産・富士山の自然と歴史的文化的価値を後世に残し、より良い姿で未来につないでいくため、持続可能な富士山の在り方に係る様々なステークホルダーとのより広くかつ効果的な議論を喚起することを目的として、国内外のメディアに対する特集・企画への掲載促進や取材誘致等のメディアリレーションを実施するものである。

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 委託業務内容

持続可能な富士山の在り方に係る様々なステークホルダーとの議論の状況の発信強化に向けて、所謂4大メディア（テレビ、ラジオ、雑誌、新聞）をはじめとする情報媒体（デジタルメディアも含む）に対して、以下のメディアリレーション活動を実施することで、持続可能な富士山の在り方について、広く議論を喚起することを目指す。

#### (1) パブリックコミュニケーション（国内外メディアアプローチ）

国内外メディアに対して広く、持続可能な富士山の在り方に係る様々なステークホルダーとの議論の状況を提供するとともに、各メディアに個別にアプローチし、富士山の現状や富士山観光の在り方等が取材の対象となるよう誘致を行う。

なお、上記にあたっては、事前にメディアが扱おうとしている特集・企画の予定を聞き取り、取材先として取り上げられるための情報を収集するなど、効果的なアプローチとなるよう戦略的に実施すること。

また、アプローチの結果、興味を持ったメディアに対しては記事や番組で取り上げられるよう支援するとともに、興味を持たなかったり、メディアへの掲載が実現しなかったりした場合には、その理由や取り上げられるための改善策等をメディアへ聞き取り、県に報告すること。

#### (2) 取材の調整・支援

誘致活動の結果、メディアから取材要請があった場合は、取材日程や取材場所を調整する。必要に応じて、情報提供や現場立会いなど取材の支援を行う。

#### (3) 山梨県が運用するメディアとの連携

本事業の目的達成に必要と考えられる場合には、山梨県が運用するメディア（SN

Sやオウンドメディアなど)と連携した情報発信を行う。

## 5 山梨県への報告等

委託業務の遂行に際して、進捗状況等を確認するため、必要に応じて山梨県との打ち合わせを実施すること。

委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書を山梨県に提出すること。

## 6 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「持続可能な富士山の在り方の議論に係るパブリックコミュニケーション業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- (6) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (7) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

## 7 その他

### (1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

### (2) 仕様の変更について

受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得

ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について山梨県と協議することができる  
こととする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。